

## 第1 災害復興支援状況報告

## 1 活動報告

災害復興支援委員会 委員長 三木 秀夫

6月11日で、東日本大震災から3ヶ月が経過しました。前号での報告(5月11日まで)以降から6月10日頃までの、当会での災害復興支援の状況を報告いたします。

## 1) 岩手での法律相談支援について

既にご報告のとおり、岩手弁護士会からなされた、北海道、青森、秋田、近畿の各弁護士会への派遣要請を受けて、4月11日以降5月31日まで、当会から毎日1名を、三陸方面の被災地の避難所での巡回法律相談に派遣しました(ただし、5月1日から10日までと、一部日程において中止となった日がありました。)。派遣先は、宮古、山田、大槌、大船渡、釜石、陸前高田、田野畑等です。

この岩手派遣については、5月末をもって、一旦終了することになりました。その大きな理由は、避難所の統廃合がかなりのピッチで進んでおり、巡回相談に行っても、相談件数がなかなか増えない箇所があること、広報手段に悩みを抱えていることからでした。このため、岩手弁護士会では、従来からの宮古、釜石、大船渡での定点相談に加えて、避難所巡回相談を、新たな定点相談として取り組む方向で検討が進められることになりました。その構想が確定するまで、一日につき地元会1名と、東京や近隣の他会からの支援2名程度の体制で対応する方向となりました。

こうしたことから、岩手弁護士会からは、当会に対して、これまでの支援に対する丁寧な感謝の意が示されつつ、このスキームの説明を頂きました。

支援側である当会としては、当然に地元会の意向を最大限尊重するという立場から、これを了承し、今後なお、必要な支援があれば行う旨を伝えて、一旦終了としたものです。派遣要請に応じて現地に赴いて頂いた会員の皆様方には改めてお礼を申し上げますととも

に、手を挙げて頂きながら派遣に至らなかった方には感謝とお詫びを申し上げる次第であります。

## 2) 宮城での一斉法律相談支援

前号でご報告しましたとおり、4月29日から5月1日までの3日間、日弁連と仙台弁護士会からの要請を受けて、近弁連より毎日計21名(うち大阪より毎日10名)を派遣しました。

この一斉相談では、13弁護士会から延べ305人の弁護士が参加して、合計956件の相談がなされました。現地に赴いて頂いた会員の皆様にはお礼申し上げますとともに、これに手を挙げて頂きながら人数の関係で派遣に至らなかった方には、感謝とお詫びを申し上げます。

相談結果を見ると、ローン借入金の相談が、阪神・淡路大震災の時は2.0%であったところ、今回の相談では18.7%であり、ローンの問題が極めて深刻であることが明らかとなっています。

この日弁連での一斉相談については、将来のマニュアル等にするために、日弁連において記録集の作成が進行しています。

## 3) 研修等

## (1) 日弁連eラーニング研修、U-stream研修

5月13日に日弁連弁護士会館2階クレオにて、「東日本大震災 法律相談研修会」が実施されました。テーマとして、第1部「東日本大震災による破産・

再生手続への影響について」、第2部「二重ローン問題、被災者生活再建支援法改正に向けた取組～宮城県下避難所相談で見えてきたもの～」が取り上げられました。

当会では、日弁連の研修模様をU-streamを通して放映しました。

### (2) 当会研修

5月17日に大阪弁護士会館2階ホールにて、貧困・生活再建問題対策本部の企画による緊急学習会「原発を学ぶ」を実施しました。

### (3) 体験交流会

5月に岩手での相談に赴く会員のための経験者との交流会を、5月11日と18日に開催しました。

## 4) 大阪府下自治体における被災者受け入れ実態調査の実施

府下の各市町村が受け入れている避難者に対して、法律相談を含む支援を実施するにあたって、その実態把握が必要ですが、個人情報保護の壁に阻まれています。このため、委員メンバーが手分けをして直接に各市町村の担当者に電話をして、受け入れ状況の情報を得るとともに、支援状況の確認並びに弁護士会による法律相談の周知協力依頼や互いの連携提案等を行いました。なお、これらの調査で判明した事実としては、大阪に来られている方は約1000名で、その多くが福島県からの原発避難者ということでした。

## 5) 来阪被災者に対する大阪弁護士会ニュースの作成

委員会にニュースチームを作り、来阪被災者に向けた法律情報紙としてニュースを作成しました。第1号は表面「特集1 各種支援制度」、裏面「特集2 原発関係」を取り上げ、第2号として相続問題を取り上げました。今後も続号を企画中です。

## 6) 被災者のつとめ等への参加

- (1) 6月4日(土)に堺市と堺市社会福祉協議会の主催で、堺市総合福祉会館において堺市に避難してきた方々を対象に開催された集いに、当会会員が参加して、無料相談会や被災者との交流をしました。
- (2) 6月11日(土)には北摂(豊中、池田、箕面)の社会福祉協議会の主催による箕面スパーガーデンでの被災者交流会が、6月12日(日)には大阪市社会福祉協議会の主催によるヒルトン大阪での被災者交流会がありました。当会会員も参加して、無料相談会や被災者との交流をしました。そこでは、前述の大阪弁護士会ニュース(1号、2号)、東電仮払い関係一式、全国避難者情報システムの呼びかけ書、相続放棄・期間伸長の書式と見本、アンケート用紙、当会相談案内等を配布しました。

## 7) 電話相談 (0120-062545)

平日13時～17時。毎日2時間ずつ計2名(4名から縮小)に待機して頂き実施しています。

※7月1日より、相談時間が13時～16時に変更となります。

## 8) 来館無料相談 (予約電話06-6364-1248)

平日13時～16時(予約は9時15分～20時)。毎日1名が待機し、来館した被災者やその親族等の相談に対応しています。

## 9) 意見書

5月31日に開催された当会の平成23年度定期総会において、「東日本大震災ならびにこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と生活再建に全力を尽くすことの宣言」が採択されました。

## 2-1 宮城派遣報告

### Report 1

#### 栗原市

##### 西村 隆志

私は、地元の先生に引率頂き、栗原市内にある4箇所の避難所に行って参りました。避難所には津波で甚大な被害を受けた南三陸町からの避難者が多くおられました。ある避難所の責任者は、ご自身のご自宅は被害がなかったにもかかわらず、同じ地域の住民の方を早期に避難させるために一緒に避難所に行かれたとのことでした。その避難所では避難者の間で一体感があるように見えたのが印象的でした。

象的でした。

相談内容としては、災害支援制度に関するものが多くありました。次に住宅ローンに関する相談が多くありました。私が行った避難所が幸いにも元々宿泊設備が整っている施設であったこともあってか、穏やかな雰囲気の中で、私たちに全国から届いたお土産を出して頂くという心配りも頂きました。

家が流される等の甚大な被害に遭われながらも、前を向いて進んで行こうという避難者の方々の気持ちに今自分が出来ることは何かを改めて考えさせられました。

### Report 2

#### 登米市 登米武道館

##### 梅田 章二

登米武道館には、南三陸町志津川戸倉在郷地区から約60名が避難しています。志津川は、今回の津波で海岸辺の住居は総なめにされ、かろうじて津波から逃げる事ができた人たちのために、約20キロほど内陸部に入った登米市に避難所が設けられています。ここで一人の高校生の話を聞くことができました。志津川高校3年で、野球部所属。志津川高校も被災し、学校まるごと登米高校にお世話になっており、登米高校に志津川高校の生徒として通学するのだという。その日は午後から野球部の練習があって登校するのだそうだ。きりっとした顔つき、はきはきした言葉使いに、震災被害の暗さを感じさせるものはありませんでしたが、その子の祖父母は津波に流されたと後に別の人が教えてくれました。厳しい環境のなかでも頑張っている若い人の姿になにか感動するものがありました。

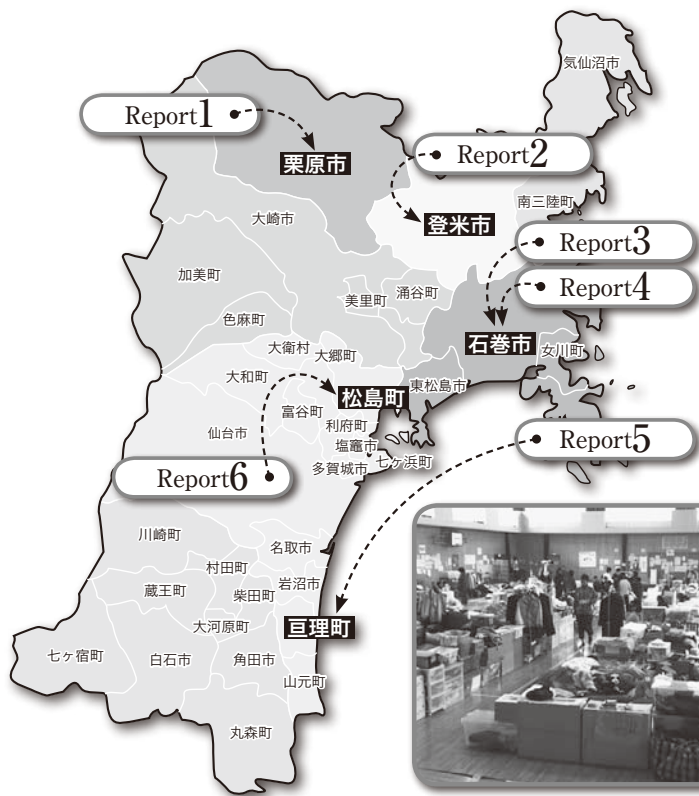
### Report 3

#### 石巻市 高齢者福祉センターはまぎく

##### 福原 哲晃

北上川の河口付近。全ての建物が津波により潰され流され、まさに瓦礫と化した十三浜吉浜集落の細い道を上った所にセンターはありました。避難者は約60名。殆どが地元の高齢者で、多くが農業・漁業従事者です。津波により、家だけでなく、生活の術である船や、田畑、農機具等を奪われ、極度の不安の中におられました。被災当時の生々しい状況（津波の第一波には避難できたのに、その後貴重品を取りに自宅に戻り、第二波の津波に流された被災者のお話等）や、さらに集落全体が建築禁止区域に指定されたため、遥か昔から営まれてきた村落共同体が崩壊寸前との話もお伺いしました。人命や財産、そして地域そのものを根こそぎ奪い去った津波の恐ろしさを改めて知った次第です。

食堂スペースに相談コーナーを設けていただき、相談件数は多くありませんでしたが、相続や県民共済の地震特約付火災保険に関する相談（津波被害に対する保険金が出ない）、家屋の損壊や草地管理組合所有の草地処分に関する相談等がありました。



## Report 5

## 巨理町 吉田小学校

森 直也

この避難所で出会った女性Iさんは、偶々ここに弟さんと避難していました。震災直後、2000人が避難していたのに、食事の世話をする人もいなかったことから、自ら食事の世話を買って出ました。朝4時から夜11時まで三食を作るという生活を続けているだけではなく、気丈に、明るく、前向きに日々の生活の問題に取り組んでおられます。この小学校に避難しているのに就学できず、かなり遠く、しかも津波被害があった小学校に通わなければならない児童がいる現状に、町長に陳情にも行かれたそうです。当日も、家の片付けに出ている人の代わりに、私に相談を持ちかけて来られました。『自分に与えられた使命』と語る彼女に、私も、できることを息長く続けていきたいと思いました。



## Report 4

## 石巻市 牡鹿総合支所

結 城 圭一

宮城県は女川原発のある牡鹿半島のほぼ先端部に位置し、元牡鹿町の中心部です。牡鹿半島は太平洋に突き出ていることもあり、海沿いの集落は全ての建物が全壊であったり、また漁船が陸に打ち上げられたりと津波被害は甚大でした。総合支所の避難者は十数世帯ほどで少なく、多くの避難者は近隣の社会福祉施設等に避難していました。そこで、総合支所に派遣された弁護士は私を含めて4名いたので、うち2名を近隣の比較的避難者の多い避難所に出張させて、相談会を開始しました。最初は無料相談会のピラを配りながら、個々の方に世間話のような形から相談に入って行きました。ローンの有無に関わらずこれからの住居をどう確保するかが最も大きく、次いで仕事の再開をどうするかというものが、多くの避難者の方に共通する悩みでした。仕事については、漁船等の漁のための機材が流されてしまったことやこれらについての保険に加入していなかったことが大きな問題となっていました。

## Report 6

## 松島町 品井沼環境改善センター

高 橋 司

避難者は約100人。地元松島町のほか、津波で甚大な被害を受けた隣接の東松島市からの避難者も多くおられます。責任者の方からの提案で、まずは皆さんの前で、ローンが残った家が流れた場合の法律問題など共通の問題を話し、それから個別の相談を受けました。当日の好天のためか、あるいは同じ地域の人が集まっているためか、穏やかな雰囲気がただよいます。しかし、相談の中味は深刻です。相続やローンの話のほか、地域の中での顔を知った者どうしのトラブルを小声で相談される方もいました。もうあの土地に戻るのは無理です、よそに移ろうと思いますと話す若い家族の話に、復興の難しさを感じました。

## 2-2 岩手派遣について

副会長 増市 徹

### はじめに

大阪弁護士会では、岩手弁護士会からの派遣要請に応じ、本年4月11日から同月30日まで及び5月11日から31日まで（但し、4月15日及び5月29日の両日を除く）の合計39日間、岩手県下の被災地相談のため毎日1人ずつ会員の派遣を行いました。

この岩手派遣については、本誌4月号に金子武嗣前会長の相談体験記が掲載され、5月号にも報告記事が載っていますが、派遣がひととおり終了しましたので、あらためて総括的な報告を致します。

### 1) 派遣の概要

大阪から派遣されたのは39日間で合計35人（二日連続担当した会員が4人いるため延べ日数よりも人数が少なくなっています）、期別の内訳は、20期台4人、30期台4人、40期台12人、50期台11人、60期台4人でした。日毎の担当弁護士と相談場所は表1に記載のとおりです。

担当弁護士は、担当日の前日に盛岡入りして宿泊し、当日は午前7時台（場合によっては午前9時）に盛岡駅前で他の担当弁護士と落ち合います。担当弁護士は【表1】

<4月>		
11日(月)	金子武嗣	山田町・山田小
12日(火)	金子武嗣	宮古市・宮古小
13日(水)	嶋田俊介	大槌町・安渡小
14日(木)	三塩晋一郎	釜石市・栗林小
15日(金)	(派遣なし)	
16日(土)	三木秀夫	陸前高田市・高田一中
17日(日)	三木秀夫	山田町・山田高校
18日(月)	木野達夫	宮古市・鍛ヶ崎小
19日(火)	木野達夫	大槌町・大槌高校
20日(水)	青木佳史	釜石市・釜石小
21日(木)	東畠敏明	大船渡市・赤崎漁村センター
22日(金)	壇俊光	陸前高田市
23日(土)	加藤高志	山田町・豊間根中
24日(日)	浜田真樹	宮古市・金浜老人福祉センター
25日(月)	浜田真樹	大槌町・寺野弓道場
26日(火)	山田敬子	釜石市・市民体育館
27日(水)	本元宏和	大船渡市・赤崎漁村センター
28日(木)	島村美樹	陸前高田市・竹駒地区定住促進センター
29日(金)	池田崇志	山田町・船越保育園
30日(土)	白倉典武	宮古市・宮古二中



毎日合計8人で、その構成は、岩手・青森から各2人、秋田、北海道、大阪、大阪以外の近弁連から各1人が基本でした。落ち合った8人が2班に分かれ、岩手弁護士会の会員が運転する自動車で片道2～3時間かけて現地避難所へ入ります。相談業務に従事した後、盛岡に戻って解散がおおむね午後7時頃。盛岡でもう一泊し、翌日帰途につくというのが、標準的な行程です。

盛岡から相談場所まで片道2～3時間というところに、岩手県の広大さが表れています。

### 2) 大阪に派遣要請がなされた経緯

岩手弁護士会では、もともと4月1日から上記のとおり1日8人による巡回相談を岩手の会員により行おうと、3月中には準備を始めていたのですが、その過程で、裁判所が本格的に動き始める4月中旬以降は岩手会員だけでは人数が決定的に不足することが明らかになり、他会へ支援要請を行いました。当時は東北新幹線が開通しておらず、また、岩手花巻空港への定期便があったのは、札幌と伊丹の2か所のみでした。そこで、支援

<5月>		
11日(水)	玉井秀樹	山田町・船越保育園
12日(木)	丹羽雅雄	宮古市・津軽石中
13日(金)	木口充	大槌町・寺野弓道場
14日(土)	上原武彦	釜石市・燗石市民交流センター
15日(日)	石田法子	大船渡市・三陸保健福祉センター
16日(月)	藪野恒明	陸前高田市・竹駒地区定住促進センター
17日(火)	中辻史記	山田町・第2分団屯所
18日(水)	三好吉安	宮古市・赤前小
19日(木)	池内清一郎	大槌町・寺野弓道場
20日(金)	水口良一	釜石市・市民体育館
21日(土)	久保井聡明	大船渡市・三陸保健福祉センター
22日(日)	藤井長弘	陸前高田市・小友町モビリア
23日(月)	蝶野弘治	山田町・町役場2階会議室
24日(火)	岩本安昭	宮古・グリーンピアさんりく
25日(水)	下元高文	大槌町・大槌高校
26日(木)	普門大輔	釜石市・消費生活センター
27日(金)	小山操子	大船渡市・末崎町ふれあいセンター
28日(土)	福森亮二	陸前高田市・高田一中
29日(日)	(避難所の都合により派遣キャンセル)	
30日(月)	伊藤寛	宮古市・宮古二中
31日(火)	山口利昭	大槌町・寺野弓道場

弁護士会として、青森、秋田の近隣のほかに北海道と大阪・兵庫県が選ばれることになったのです。

このような経緯で、当初は、近畿からの支援は新幹線開通まで（開通すれば東京等からの支援が可能）と言われていたのですが、4月下旬に新幹線が開通した後、東京の準備の都合もあったのでしょうか、5月にも再度支援要請がなされ、同月末まで派遣を継続しました（5月は、大阪・兵庫県に加えて、他の近弁連4単位会からも派遣を行いました）。6月以降は、近弁連に代わって東京三会等が派遣を行っています。

### 3) 被災地の状況

岩手県の被災状況は、阪神・淡路大震災のときとは、かなり異なっています。マグニチュード9.0という巨大な揺れであったにもかかわらず、地震そのものによって倒壊した家屋等はほとんど見られません。そのため、内陸部の盛岡市内は平常どおりの様子であり、現地への道中でも、また被災市町に入ってもしばらくは、特に変わったところは見受けられず、津波の襲った海岸部に至って突如光景が一変するという状況でした。

津波被害を受けた地域を目の当たりにした派遣会員からは、「鬼気迫る」「言葉も出ない」「凄絶」といった形容での報告が寄せられています。

### 4) 相談の概況

派遣当時は、およそ500か所あった岩手県下の避難所が時とともに徐々に統廃合されていく過程にあり、その中で毎日8人が原則2人ずつ各避難所へ出向き相談を重ねていきます。毎日多数の避難所と連絡を取り合い、需要にマッチした相談場所を選定するべく努めるという地道な作業を岩手の会員が続けていました。

現地での相談内容については、派遣された会員から詳細な報告書が多数寄せられており、今後これを集約のうえ何らかの形で公表したいと考えていますので、ここでは、全般的なことを簡単に報告するにとどめます。

「全般的」と言っても、相談内容は、避難場所によ

り、また2か月の間の相談時期によっても、相当に異なりますし、また分野も多岐にわたっていますから、全体的な傾向などを一言で表現するのは困難です。その中で、制度説明（被災者生活再建支援金、災害弔慰金について、あるいは罹災証明の取得に関して等）を求められるような相談は比較的早い時期に減少し、4月下旬ころ以降は、実体的で回答がなかなか難しい相談が増えてきているということは、おおむね言えるのではないかと思います。既に各方面から高い評価がなされている、1枚ものの「岩手弁護士会ニュース」（6月10日現在第3号まで発行済み）が被災した人々が種々の制度を理解するのに非常に役に立ったように思えます。

5月下旬になると、予定されていた相談が避難所からキャンセルされる例が見られるようになり、そのたびに急遽人員縮小となって、29日には、大阪からの派遣も中止のやむなきに至りました。避難所の統廃合のため相談場所の確保が困難になってきたことがキャンセルの主な理由ですが、相談対応のあり方も曲がり角にきたようで、6月以降は人員縮小の上、被災地の役場での定点相談に切り替え、継続的な相談対応を図っていく方向が模索されているようです。

### 5) 岩手派遣の意義

今回の派遣活動は、被災者支援のための大きな一歩であることはもちろんであり、また、派遣された各会員にとっても得難い経験になったと思います。この経験を集約することにより、今後の大阪弁護士会の活動にも大きな力になることでしょう。また、今回のように互いに離れた複数の弁護士会による支援活動は、おそらく日弁連にとっても初めてのことで、当大阪弁護士会ともども組織的な支援活動を考えるうえでの貴重な体験になりました。

最後に、被災地の岩手弁護士会の方々の、準備から実施に至るまでの献身的な活動には、頭の下がる思いでした。派遣終了にあたり、岩手の川上弁護士から近弁連宛に丁重な御礼のメールをいただいたことを報告しておきます。

# 3 大阪府下の震災避難者のための支援が本格化! 各市で「避難者の集い」開催される

今回の震災は、全国全ての都道府県に「県外避難者」を生み出しました。現在、4万人以上の方（近畿は2500人以上）が、故郷から遠く離れた生活を余儀なくされています。災害復興支援委員会の調べでは、大阪府下43市町村にも、1000人以上の方が、府営・市営住宅を中心に居住しておられます。親戚、友人、かつて住んでいたなどの繋がりがある方もあれば、なるべく原発から離れたいという思いでとどり着いた方もおられます。遠距離避難者の特徴は、全く異なった生活環境の中、被災地の情報も途絶えがちで、人間関係も希薄な中で、不安や孤立が募り、元の生活を取り戻すことに大きな困難が伴うことです。

これから大阪では、これら県外避難者の支援を重点的に取り組む必要があります。

今回は、避難者同士の交流をはかり、つながりを作ってもらうため、いくつかの市町村で行われた「集い」の様子を、法律相談や様々な被災者支援情報を提供するために参加した会員の方々から報告していただきます。

(災害復興支援委員会 副委員長 青木佳史)

## 大阪市 第1回「がんばろう東北住民のつどい」

東日本大震災が発生して1か月後の4月17日。被災地から大阪市営住宅に避難して来られた70世帯の被災者の交流の場として、大阪市社会福祉協議会主

催による「第1回 がんばろう東北 住民のつどい」が催されました(会場:大阪市社会福祉・情報センター)。避難者の皆さんは、避難先もバラバラで互いに連絡を取り合うことも難しく、慣れない土地で不安を抱えながら過ごしておられると思います。当日の参加者は53世帯、約130名。その内半数以上が福島からの避難者

# Information

**大阪府弁護士会ニュース**  
～東日本大震災・避難者の方々へ～  
2011年9月号 第47号  
これから随時発行していきますので、ご期待ください！

▶ 被災者生活再建支援制度  
被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から、被災者生活再建支援費を交付する制度です。  
被災者生活再建支援費は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から、被災者生活再建支援費を交付する制度です。  
被災者生活再建支援費は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から、被災者生活再建支援費を交付する制度です。

▶ 被災者生活再建支援制度  
被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から、被災者生活再建支援費を交付する制度です。  
被災者生活再建支援費は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から、被災者生活再建支援費を交付する制度です。  
被災者生活再建支援費は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から、被災者生活再建支援費を交付する制度です。

## 避難者向け 「大阪弁護士会 ニュース」の発刊!

災害復興支援委員会では、パソコンも新聞もなく暮らしている府下の避難者のため、様々な被災者支援情報や相続放棄や原発補償請求などを紹介したり、各市町村の情報を提供するニュースを、定期的に発行して、市町村を通じて配布をしていただくことにしました。被災地弁護士会のニュースを参考に、大阪らしいものを発行していきたいです!

でしたが、宮城、岩手、茨城、千葉からの避難者も多数おられました。午前 11 時から始まった集いには、平松大阪市長をはじめ沢山のボランティアスタッフ、TV 報道関係者も加わり、大変な熱気に包まれました。

皆さん、冒頭に行った各家族ごとの自己紹介で、同じ町や市の方々と知り合うことができ、ホッとされたのでしょうか、各テーブルでは東北弁での会話が弾み、熱心に情報を交換しておられました。また、特別出演した USJ のキャラクター達によるショーに子どもたちの目が輝き、その笑顔や歓声で会場中がいっぺんに元気モードに変わりました。

お昼には、ボランティアの皆さんが用意された手作りのちらし寿司やカレー、うどんなど沢山の料理を家族で楽しまれ、また、階下のホールに出品された溢れるほどの生活用品も瞬く間になくなっておりました。

昼食後、会場内に、被災した県の大阪事務所、法律、就労、金融、健康などの相談コーナーが設けられ、医師、行政、弁護士等約 30 名の専門スタッフが配置されました。法律相談スタッフとして大阪弁護士会から青木佳史、大川一夫、山田敬子、私の 4 名の弁護士が参加し、2 名 2 組で対応したのですが、やはり一番混んだのが

就労ブースであり、何よりも収入の糧である仕事を確保したいとの被災者の皆さんの切実な思いが伝わってきました。法律相談の方も、原発避難に関係した相談（不動産の売却、賃貸、その他）が 4 件程あり、改めて原発による被害の深刻さを実感した次第です。

参加された皆さんの笑顔や明るい表情を見せていただいただけでも、この集いは大成功であったと思いますが、しかし、いつ故郷に戻れるのか、残してきた住居の処理、事業の再開、就労等、参加された皆さんの悩み、不安は深いものがあります。その悩みや不安を少しでも軽くするために、今回のような交流会は是非継続すべきですし、弁護士会として積極的に担うべきと痛切に感じました。

(福原哲晃)

## 「つながろう ニッポン堺のつどい」

6 月 4 日午前 11 時から午後 3 時迄、堺市総合福祉会館で「つながろうニッポン堺のつどい」（堺市と堺市社会福祉協議会の共催）が開催されました。

堺市が把握している避難者は約 130 世帯、300 人余

## 『被災者ノート』 大好評配布中！

原発賠償請求は、現在は仮払いの段階ですが、今後、本請求のために、避難された経過や事実関係、疎明資料の準備など、避難者にとっても大変な準備が待っています。そこで、新潟県弁護士会が生み出し、福島県弁護士会が改良した「被災者ノート」というのがあります。ここに詳しい避難までの状況や負担した費用、避難先での生活などを書き留めていくものです。大阪の集いなどで紹介したところ、避難者の皆さんは、次々ともらっていかれました。今後、大阪府下の皆さんへの配布を準備しています。

2011/6/6版

### 福島県原子力災害被災者・記録ノート

◎ 今後の補償問題に備え、日々、記録をつけていきましょう

◎ 分からないこと、困ったことがあったら、福島県弁護士会の相談窓口へ

福島県弁護士会 無料電話相談 (当番の問案)	平日 14時から18時 <b>024-534-1211</b> <b>0242-27-2522</b>	<b>024-925-6511</b> <b>0246-25-0455</b>
------------------------------	---	--

日本弁護士連合会等	平日 10時から18時	0120-366-5561(フリーダイヤル)
新潟県弁護士会	平日 10時から18時	0120-869-6611(フリーダイヤル)
山形県弁護士会	平日 10時から18時	0120-250-3724(フリーダイヤル)
秋田県弁護士会	平日 13時から18時	018-862-3775
秋田弁護士会	毎日 10時から18時	0120-325-1011(フリーダイヤル)
秋田弁護士会	平日 13時から18時	0120-609-209(フリーダイヤル)

◎ このノートの使い方

1 電話番号表	相談先など、役立つ連絡先を、随時書いていきましょう
2 チャート図	東電からの賠償金支払いまでの流れです。
3 家族構成	損害は、個人別々に算定されます。
4 損害の概要	まず、どのような損害がありそうか、概要を考えてみましょう
5 損害項目別の記録表	健診・検査費用、避難費用、生命身体的損害、精神的損害、営業損害、休業損害、検査費用(物)、財物損害、帰還費用、その他の損害 ⇒手続きに備え、このノートに記録し、証拠もっておきましょう
6 自由記載欄	そのほか気づいたこと、疑問点、困ったこと、迷うことなどを書いておきましょう。
7 日々の記録表	どのようなできごとがあったか、慰謝料にも関係する可能性があります。仮払金を受領した日や受領した額なども書いておきましょう。

◎ それぞれ、用紙が不足したら、別の紙に書いて足していくなど、工夫して記録を残していきましょう。





とのことで、うち当日の参加者は避難者の半数以上の150余名でした。堺市への避難者は福島県、宮城県の方々が多数で、岩手県、青森県、茨城県の方々もおられました。

今回の「堺のつどい」への参加は、「つどい」が開催されるとの情報を得ての押しかけ参加でした。大阪弁護士会からは青木佳史、小久保哲郎、岩本朗と私吉岡の4名が参加しました。

法律相談コーナーへ立ち寄った被災者は3名で、本格的な法律相談はうち1名の福島原発の放射能汚染の被災者からのもので、避難区域内にある商品の搬出問題（搬出経費や汚染された商品がある場合の損害等々）に関する損害賠償事案でした。他は東電に対する避難させられたことについての一般的な損害賠償問題等でした。

数が少ない法律相談者からのお話しでも、今後どのようにしていくのかとの将来への不安のみでなく、今現在の生活をどのように維持していくのか等（住居や仕事、学校、健康問題等々）の不安が一杯と言ったもので、本格的な法律相談問題はこれから徐々に増加していくのかなあとの感触を得ました。

以下、当日の状況を簡単に御紹介します。

前述しましたように参加された被災者は150余名。参加したボランティア団体は28団体、ボランティア参加人数は160余名。そして堺市、堺市社会福祉協議会の担当者数十名と言った大世帯となりました。会場は堺市総合福祉会館の屋上、6F、4Fの3フロアでの開催となりました。

午前11時堺市長の挨拶のあと、ボランティア団体としてUSJのキャラクターショーで始まり、その後ボ

ランティア団体による歌と踊りのショー、人形劇、ゲーム等が連続して開催されました。

また、ボランティアによる模擬店が屋上に置かれ、手打ちそば、きつねうどん、お好み焼き、カレー等のコーナーがありました。また、4Fホールにサラダ、パスタ、すし、クッキー、パン等々のコーナーが設置されました。

参加した被災者の方々はどこまでも連続して開催されていた歌や踊りにも積極的に参加され、食事でも楽しまれていました。

「つどい」に参加した感想としては、遠く離れた大阪へ避難されている避難者の方々は、各人がそれぞれ現在、将来の不安を抱えながら居られることを実感し、また、自治体による今回の「つどい」は避難者の方々に、仲間との出会い、語らいの場を提供し、一時的にせよ気晴らしになったのではないかと嬉しく感じました。

会場が少し手狭で3フロアに分かれたため、避難者の方々の中に入って行くことは難しく、それが少し残念でありましたが、今後「つどい」形式の集会の設営や運営について、大阪弁護士会として積極的に自治体にどんどん提案していきたいと思いました。

避難者の方々への援助は、今後かなり長期的なものだと思いますので、大阪弁護士会としても息の長い支援活動が必要であると感じました。

(吉岡一彦)

## 「箕面温泉 リフレッシュ交流会」

6月11日（土）に箕面市の「箕面スパガーデン」で「東日本大震災被災者支援・箕面温泉リフレッシュ交流会」が開催され、災害復興支援委員会から弁護



士5人が参加しました。(山田敬子、芦田如子、浜田雄久、本元宏和、私)

これは豊中市、池田市及び箕面市の社会福祉協議会主催による企画で、8世帯・合計20人強の避難者が参加されました。

昼敷きの大広間での自己紹介から始まり、場所を移してビュッフェ形式の食事や温泉など、避難者の方たちには、のんびりとした雰囲気の中で心身ともにリフレッシュしていただけたようでした。

弁護士も一緒にテーブルを囲み、いろいろなお話をうかがう中で、可能な限りの情報提供や法的アドバイスをさせていただきました。

避難者の関心がもっとも高かったのは、やはり東電の仮払補償金の問題でした。今後、原発に関する問題がより具体的に現れてくるだろうと感じられました。

(浜田真樹)

## 「大阪市 第2回 住民のつどい」

6月12日(日)午後1時から午後4時、ヒルトン大阪4階で、大阪市・大阪市社会福祉協議会主催の「第2回 がんばろう東北 住民のつどい」が開催され、55世帯128名の方が参加されました。福島県から8割、宮城県が2割弱で、岩手、茨城、千葉などからも数名参加されました。

この2回目のつどいでは、避難者同士のつながりとネットワークを作っていただくことを一番の目的にし



て、元々お住まいの地域の方同士の交流を深めて頂くため「相馬市・南相馬市」「富岡町」「浪江町」等、地域毎にテーブルがセッティングされました。ごく近所にお住まいで共通の友人がいることがわかった方等、同郷の方同士、テーブルでの話は弾んでいました。一方で、長引く避難生活に、様々な生活上の不安や原発で先の見えない不安定な生活に対する気持ちをお聞きすることができました。大阪弁護士会からは11名の弁護士が参加し、最初に15分ほど、パワーポイントを使って、生活再建支援法や原発補償金仮払い、相続放棄熟慮期間延伸などの支援情報をお話し、その後、各テーブルにわかれて座り、避難者の方の現在の状況や、今お困りのこと等を聞かせて頂きました。



3時からは、食事とデザート、飲み物がバイキング形式で提供されました。これは、会場の提供と共に、ヒルトン大阪からの申出による無料提供とのことです。

バイキング開始と同時に、隣の会場で、弁護士による法律相談が行われました。

このような大人同士の交流の間、子どもたちは、ヒルトン大阪によるホテルツアーや、ケーキのデコレーション体験等を楽しみました

参加した弁護士(主として災害復興支援委員会の委員)は、つどい終了後、各テーブルで出された意見を委員会メーリングリストで報告・共有しました。避難者の方のニーズは、元々おられた地域により、様々な違いがあります。今後、避難者の方の個別のニーズに応じた支援の方法を検討する必要があると感じました。

(勝井映子)

## 第2 ワンパック専門家相談隊で活動して

阪神淡路まちづくり支援機構運営委員、附属研究会代表 斎藤 浩

大阪弁護士会もその構成メンバーである阪神淡路まちづくり支援機構（1996年設立。現在の共同代表は元原利文元最高裁判事、高見沢邦郎東京都立大学名誉教授）には附属研究会があります。

現在は、塩崎賢明神戸大学教授と私とが研究会の共同代表をつとめています。

研究会では、4月29日から5月4日の6日間、大震災被害にあえぐ東北三県にワンパック専門家相談隊を出しました。

ワンパックとは被災者の相談をその場で各種専門家を揃えて応ずるというものです。今回は地震、津波に加えて原発事故がありますので、被曝医療の小野公二京都大原子炉実験所教授、原子物理学の水野義之京都女子大教授に参加していただきました。大きな線量計とともに参加されました。医師、建築・住宅・震災復興・まちづくり・都市計画研究者、法社会学・住宅法研究者、土木系コンサル、建築士、弁護士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士の総勢36名で、各自ゼッケンをつけ、福島空港からレンタカーで北上しました。大阪弁護士会からは私のほか、松村信夫、三山峻司、繁松祐行の4弁

護士が参加しました。

相談は岩手県釜石、陸前高田、宮城県仙台、福島県福島、いわきの五ヶ所でおこない、被災者と地元市長、議長などの懇談もおこないました。件数は76件でした。地元マスメディア、ミニコミで連日大きく取り上げられました（宮古も計画しましたが、渋滞のため到達できませんでした）。

特徴は、釜石も陸前高田も各1件が地震であとは津波、福島は2件が地震であとは原発、いわきは地震・津波と原発が半々でした。

相談の分類は家・車・権利証・遺言書の流失、境界、危険度判定、罹災証明、地盤沈下、液状化、滅失登記、瓦礫、公費撤去の範囲、ローン、保険、義援金、融資、生活再建資金、漁業共済、生活保護、失業保険、土地買取制度、相続、賃借権、借家権、借地権、地代減額、敷金、相隣、ペット、土地・建物の売主責任、仮設住宅、農地法許可、連帯保証、抵当権、税、営業譲渡、休業助成金、精神不安定、精神疾患、医療過誤、家庭崩壊、放射能危険区域指定、計画的避難区域、風評被害、線量率と危険性、賠償の範囲、漁業被害、妊婦と放射能、土壌汚染、除染、癌・既存



▲相談会場岩手県釜石市教育センター会議室の相談会場でNHKの取材を受けながら相談



▲釜石の相談会場の駐車場。自衛隊車両と並ぶ大阪市バス

疾病への影響。

釜石市長は、難しい課題を抱えるのは壊滅した中心市街地（東部地域）で、震災前から商店街の長期的な衰退傾向が進む中で津波により大きな被害を受けた、無傷の西部地域に移すか否かが難しい判断、事業方法はいかに（大規模区画整理は困難）、住む人がいないような復興ではいけない、住民の意向の反映が重要との趣旨を述べられました。

陸前高田市の議会副議長は、市の中心部が広域的・面的に致命的な被害を受けた。行政職員の約 25% を欠いた。どこから手を付けてよいかわからない状態。被災住民のとりあえずの生活再建、国・県・他地域の支援による行政機能のてこ入れ等、生活・行政面の応急復旧が緊急の課題。中心部は建物全滅、津波対策から盛り土区画整理も模索されていると述べられた。

いわき市の副市長は、原発災害収束がすべての前提、現時点で避難地域の自治体について復興計画・まちづくりの方向性を描くことはできない、原発災害の直接の影響を受けていないが 2 次被害（風評被害、原発地域との取引が途絶えたことによる倒産・雇用不安等）が深刻、「県よりも国次第」という姿勢だと述べられました。

ワンパックの有効さは、原発の人体や土壌への被害とそれへの賠償請求の検討が、被曝医療、原子物

理学の研究者と弁護士、不動産鑑定士により同一機会にできたことなどが典型ですが、陸前高田での次のような相談でも発揮されました。その相談者は夫と息子の一人を津波でなくし、自らのお父さんの認知症（暴力、灯油を飲む）が被災後増すばかり、営業も破壊されたのです。神経が参り眠れない安定剤も効かないと訴える彼女の話しをじっくり聞き、弁護士が法律論点を解明しつつ、精神科医が気持ちの持ち方、残された息子との会話の重要性、東北地方の精神科、心療内科の未確立、どうしてもたまらなくなった時は連絡してくださいと約 1 時間カウンセリングしました。彼女は相談が終わったとき「たくさんの悩みの少しづつをここに置いて帰れます。心が軽くなりました。ありがとうございました」と言いました。その言葉を聞いて、周りで心配していた専門家たちの何人もが目頭を一斉におさえました。

私たちは、被災地の状況が日々変化して行くことを阪神淡路の経験から知っています。夏には次のワンパック相談を実施し、3 県で「政府の復興計画にももの申す会（仮称）」を大きな規模で開催し、政府に NPO 的圧力を加えつつ、被災者と寄り添っていきたいと考えています。

また原発事故被害対応方針を持つために、上記両教授に参加いただいた研究会を続けていきます。

大阪弁護士会の一層のご支援をお願いします。



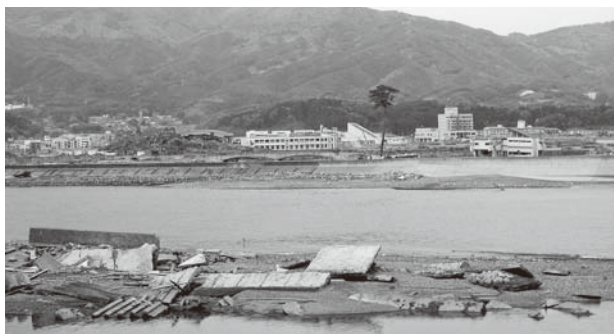
▲釜石港護岸を突き破る大型船



▲相談会場岩手県陸前高田市陸前高田市立高田小学校教室から見た海側風景

# 第3 総合紛争解決センターの震災ADRに関する事前調査の報告

公益社団法人総合紛争解決センター 理事 藤原 誠



▲七万本あった松林が一本だけ残った（陸前高田市）

## 1. 調査の意義・目的

1 平成23年3月31日付けで「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」が公益社団法人である総合紛争解決センター（以下、「総紛」という）に送られてきた。メッセージの内容は、「公益法人は、…この国難とも言うべき今、…是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄付などに資源を振り向け、取り組んでいただきたい」とのことであった。

2 総紛では、このメッセージに応えるべく、調査団を組織し、震災に関するADRについて、現地に赴いて事前調査を行うことになった。調査団は、大阪土地家屋調査士の西田寛さんを団長として、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会、大阪府宅地建物取引業協会、大阪府建築士会、大阪府社会



▲陸前高田市役所仮設庁舎前

保険労務士会からの会員合計11名で構成した。日程は、5月19日（木）から21日（土）の3日間で行った。

3 調査方法としては、19日に仙台弁護士会、宮城県庁を、20日に岩手県庁、岩手弁護士会を訪問した後、避難所での法律相談に立会い、21日に津波の被害が特に大きかった沿岸部の市町村を現地視察することにした。

なお、岩手県庁の訪問や沿岸部の現地視察については、大阪府より派遣されている関西広域連合岩手県現地事務所の芳本竜一所長に大変ご尽力頂きました。

## 2. 訪問・現地視察

1 仙台弁護士会では、電話での震災関連の無料相談や紛争性のあるものについては紛争解決センターが震災ADRと呼称したADRを実施していた。震災ADRは特例として、申立手数料、相手方手数料、旅費出張日当の費用負担は不要で、しかも成立手数料は通常のADR事件の半額としていた。申立件数は、訪問日ですでに58件にも及び、申立事件の内容は、建物賃貸借に関する紛争が多く、ついで相隣関係の事件が多いとのことであった。



▲大槌町役場前



▲釜石市で防潮堤が倒壊している状態

- 2 宮城県としては瓦礫の撤去作業が当面の課題であり、ついで仮設住宅の建設を早急に進めたいとのことであった。現状では紛争そのものが顕在化しておらず、復旧・復興に向けた作業に重点が置かれていた。
- 3 岩手県でも宮城県と同様であり、まず生活の再建が重要課題であり、復興までの道程はかなり厳しいとのことであった。
- 4 岩手弁護士会では、現在は電話相談や避難所での巡回相談を行っている状況であった。法的紛争はまだ顕在化しておらず、これに対する対応は相当先になるとのことであった。
- 5 避難所3カ所での相談のうち、1カ所では労災による給付金や年金についての相談があり、当調査団の社労士が急遽対応する場面もあった。
- 6 津波による被災現場の視察では、現地の自治体に立ち寄り、リーフレットなどを手渡した。現場の視察は、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市を訪れた。特に陸前高田市では、現地に降り立ち、現場を仔細に視察した。津波による被害は我々の想像を越えたものであり、コミュニティごと消失しているとの印象であった。
- 7 帰路では遠野市にある、全国から来られるボランティアをまとめておられる「まごころネット」を訪問した。



### 3. 分析と今後の方針

- 1 仙台においては、すでに仙台弁護士会が震災ADRと呼称して、ADRを行っている。またこの

ADRには土業連絡会がバックアップしており、専門的知見が必要な場合は、専門員として手続に参加して解決することが予定されている。したがって、仙台において総紛が何らかの形でADRを行ったり、現地のADRと連携して専門的知見を供与する機会ほとんどないものと考えられる。

- 2 (1) 岩手県においては、現在は生活再建に重点が置かれており、紛争の発生はあまりないものと考えられる。しかし、今後仮設住宅などへの入居が完了した時期から、様々な紛争の発生が予想される。市町村との連携が不可欠である。
- (2) どのような紛争が予想されるかについては、これまで行われた法律相談の事案を分析する必要がある。
- (3) 岩手弁護士会においても相談がある程度の規模に縮小した段階で、ADRの創設の必要性が問題となると考えられる。いわゆる「相談から解決まで」のスキームの構築が必要となる。したがって、ADRの受け皿として総紛を活用頂くよう、岩手弁護士会に働きかけることが重要である。
- (4) また総紛独自でADRを行うには、検討を要する問題が多く存在する。独自でADRを行うことは、自ずと出張ADRとならざるを得ない。その際に問題となるのは①事件受付の端緒の確保、②場所の確保、③あっせん人の確保、④アクセスの確保、⑤財源の確保である。

- 3 総紛として、ADRの実施やADR事業の支援を行うためには、まず、どのような事件の発生が予想されるか、またその件数はどの程度かをある程度予測して、震災事件対応のマニュアルの作成や手数料等の特則の制定などが必要となる。また連携先の確保も重要な取り組み課題である。

さらに仮設住宅への入居が完了した8月ころから事件の申立が予想されることから、準備期間のための時間はあまり残されていないことを明記しておかなければならない。